七尾市建設工事同日落札数制限方式試行実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、市が発注する建設工事において、過大受注による品質の低下を防止 し、受注機会の確保による地元業者の育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、「同日落札数制限方式」とは、同日に開札する同工種の入札案件について、同一事業者による複数の入札案件の落札件数を制限する方式をいう。 (対象工事)
- 第3条 市長は、建設工事の競争入札のうち、次に掲げる条件をすべて満たす場合に、七 尾市工事請負業者選考委員会に諮ったうえで、同日落札数制限方式の対象工事とするこ とができる。
 - (1) 工種が同一であること。
 - (2) 入札参加資格要件(格付、所在地区分など)が同一であること。
 - (3) 工期が同一又は重複すること。
 - (4) 公告日が同一であること。
 - (5) 対象工事数に対して、競争性が確保できる入札参加者数が見込まれること。

(入札の公告)

第4条 同日落札数制限方式により入札を行うときは、対象工事であることを公告に記載する。

(適用の例外)

第5条 同日落札数制限方式の対象として公告した後において、競争性が確保できない場合には、同日落札数制限方式を取り止め、通常の入札として執行することができる。

(落札候補者の決定)

第6条 開札は、予定価格が大きいものから順に行い、落札候補者を決定することとする。 この場合において、開札により落札候補者となった者は、以降の入札は無効とする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。